

居住衛生設備規則

規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 16 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

2010 年 4 月 15 日 規則第 16 号
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-6.を次のとおり改める。

-6. 臨時検査

臨時検査は登録検査，年次検査，中間検査及び定期検査の時期以外で次のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 船舶に固定して施設される居住衛生設備に係る改造又は修理を行うとき。
- (2) 本規則に定める要件のうち，遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。
- ~~(2)~~ (3) その他検査を行う必要があるとき。

3 章 年次検査

3.2 年次検査

3.2.2 現状検査

年次検査では，表 3.2 に掲げる現状検査を行う。

表 3.2 を次のとおり改める。

表 3.2

検査項目	検査内容
船員室等及び旅客室	現状良好であること及び標示を確認する。
昇降設備	現状良好であること及び標示を確認する。
水中翼船のシートベルト	<u>取り付け及び同ベルト表面に傷及び亀裂等の異常がないことを確認する。</u>

4 章 中間検査

4.2 中間検査

4.2.2 現状検査

中間検査では、表 4.2 に掲げる現状検査を行う。

表 4.2 を次のとおり改める。

表 4.2

検査項目	検査内容
船員室等及び旅客室	現状良好であること及び標示を確認する。
昇降設備	現状良好であること及び標示を確認する。
水中翼船のシートベルト	取り付け及び同ベルト表面に傷及び亀裂等の異常がないことを確認する。

5 章 定期検査

5.1 定期検査

5.1.2 現状検査

定期検査では、表 5.2 に掲げる現状検査を行う。

表 5.2 を次のとおり改める。

表 5.2

検査項目	検査内容
船員室等及び旅客室	現状良好であること及び標示を確認する。
昇降設備	現状良好であること及び標示を確認する。
水中翼船のシートベルト	取り付け及び同ベルト表面に傷及び亀裂等の異常がないことを確認する。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.5 操舵室

1.5.3 として次の 1 条を加える。

1.5.3 操舵室の椅子席

水中翼船の操舵室の椅子席については、2.1.7-5.の規定を準用する。

2 章 旅客に関する設備

2.1 旅客室

2.1.7 を次のとおり改める。

2.1.7 寝台等及び客席

-1. 船舶（水中翼船を除く）は、その搭載する旅客（甲板旅客を除く）に対し寝台を設けなければならない。

-2. 寝台の長さは 1,800mm 以上、幅 600mm 以上のものとし次の(1)から(3)の規定に基づき配置しなければならない。

(1) 床面より寝台の上面までの高さは 300mm 以上としなければならない。

(2) 寝台上にはその上面より高さ 750mm 以上の空間をもたなければならない。

(3) 寝台は少なくとも一側は出入口に通じる空所又は通路に直接、面しなければならない。

-3. 水中翼船は、その搭載する旅客（甲板旅客を除く）に対し椅子席を設けなければならない。

-4. 椅子席は奥行が 400mm 以上であって、正面幅が 500mm 以上の腰掛、適当な背当及び肘掛からなるものとし、かつ、次の(1)から(3)により配置しなければならない。

(1) 腰掛の前面には距離 300mm 以上に至る迄の空間をもたなければならない。

(2) 通路より着席箇所に至る距離が 2m 以内となるように配置しなければならない。

(3) 船舶の傾斜により移動しないように配置しなければならない。

-5. 水中翼船の椅子席は、前-4.の規定によるほか、衝撃を受けた場合において、拘束力を保持することのできるベルトであって、本会が適当と認めるものを備えなければならない。

3 章 航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.3 旅客室に関する特例の内容

3.3.4 を次のとおり改める。

3.3.4 客席

-1. 船級符号に *Greater Coasting Service*, *Coasting Service* 及び *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶（水中翼船を除く）については、**2.1.7-1**の規定にかかわらず、表 3.6 の区分により、その搭載する旅客に対し同表に掲げる客席を設けなければならない。

-2. 座席は次の(1)から(4)の規定により配置しなければならない。

- (1) 床面より座席の上面までの高さは 100mm 以上としなければならない。ただし通路を設けない旅客室にあってはこの限りではない。
- (2) 座席上には高さ 1,700mm 以上の空間を設けなければならない。ただし本会が差し支えないと認める場合はこの限りではない。
- (3) 通路より着席箇所に至る距離が 3.7m 以内となるように配置しなければならない。
- (4) 浸水により浮上しないようになるべく固定すること。

表 3.6 客席

航行区域	航行予定時間	客席
船級符号に <i>Greater Coasting Service</i> , 又はこれに相当する付記を有する船舶	—	寝台又は座席
船級符号に <i>Coasting Service</i> , <i>Smooth Water Service</i> 又はこれに相当する付記を有する船舶	24 時間以上	寝台又は座席
	1.5 時間以上 24 時間未満	寝台, 座席又は椅子席
	1.5 時間未満	寝台, 座席, 椅子席 又は立席

~~-3. 椅子席は奥行 400mm 以上の腰掛、適当な背当及び肘掛からなるものとし、かつ、次の(1)から(3)により配置しなければならない。については 2.1.7-4.によらなければならない。水中翼船の椅子席にあっては、更に 2.1.7-5.によらなければならない。ただし、正面幅については、表 3.4 に掲げる単位幅として差し支えない。ただしまた、船級符号に *Greater Coasting Service*, *Coasting Service* 及び *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶の航行予定時間 3 時間未満の航路において搭載する旅客を収容する椅子席については、本会が適当と認めるところによる。~~

~~(1) 腰掛の前面には距離 300mm 以上に至る迄の空間をもたなければならない。~~

~~(2) 通路より着席箇所に至る距離が 2m 以内となるように配置しなければならない。~~

~~(3) 船舶の傾斜により移動しないように配置しなければならない。~~

~~4. 前-1.の規定にかかわらず、水中翼船の客席は立席としてはならない。~~

附 則

1. この規則は、2010 年 4 月 15 日から施行する。

居住衛生設備規則検査要領

要
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 33 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 4 月 15 日 達 第 33 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 検査の実施及び時期

-1. 本規則に規定する年次検査，中間検査及び定期検査は，鋼船規則 B 編に規定する年次検査，中間検査及び定期検査を行うときに行う。

-2. 規則 2 編 1.1.3-6.(2)に該当する臨時検査については次による。

(1) 水中翼船の椅子席

2009 年 4 月 27 日前に建造開始段階にあった水中翼船について，規則 3 編 1.5.3, 2.1.7 及び 3.3.4 に規定する要件に適合していることを確認する。

3 編 居住衛生設備

2 章 旅客に関する設備

2.1 旅客室

2.1.7 を次のように改める。

2.1.7 寝台等及び客席

- 1. 寝台の上面とは、マット又は畳の上面とし、寝具は考慮しない。
- 2. 寝台は、他の者を乗り越えることなく側面から出入口に達するよう配置すること。
(図 2.1.1 参照)
- 3. 椅子席の寸法の測り方については、図 2.1.2 による。
- 4. 正面幅(b)については、図 2.1.3 による。
- 5. 屈折又は屈曲した相当長い椅子にあっては、腰掛部及び背当部のガース長さのうちいずれか小さい方の値を正面幅とする(図 2.1.4 参照)。この場合において、椅子は、実際に人が腰掛けることができるものであること。
- 6. 長椅子には、両端にひじ掛があればよい。また、壁面と接する部分にはひじ掛を要しない。
- 7. 椅子席は傾斜により容易に移動しないものであれば、上方に引抜き可能な取り付けによるものであっても差し支えない。
- 8. 「衝撃を受けた場合において、拘束力を保持することのできるベルトであって、本会が適当と認めるもの」とは、次の(1)から(3)を満足するものをいう。
 - (1) 緊急ロック式巻取装置を備えたベルト又は一動作で迅速に締め付けができるベルト。
 - (2) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止するためのベルト。いわゆる 2 点式ベルト。又は、当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するためのベルト。いわゆる 3 点式ベルト。
 - (3) 自動車又は航空機での使用を想定して製造されたものであること。

図 2.1.1

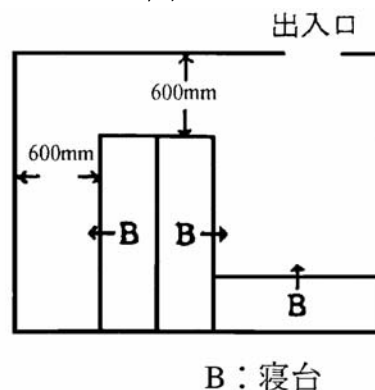


図 2.1.2 から図 2.1.5 をそれぞれ図 2.1.5 から図 2.1.8 と改め，図 2.1.2 から図 2.1.4 として次の図を加える。

図 2.1.2

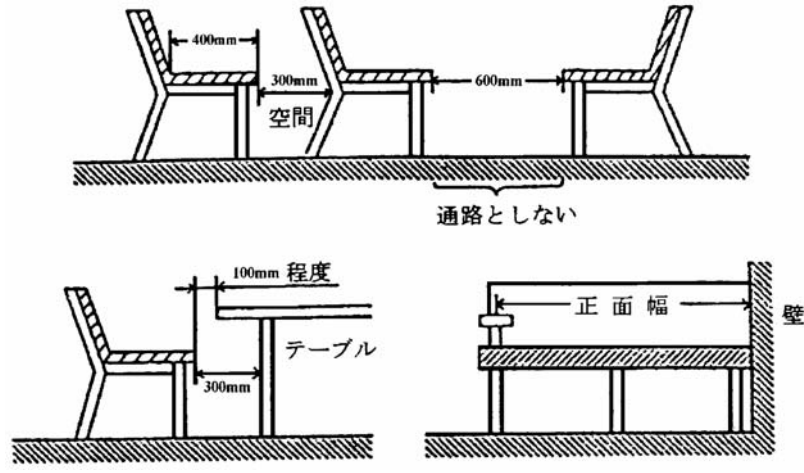


図 2.1.3

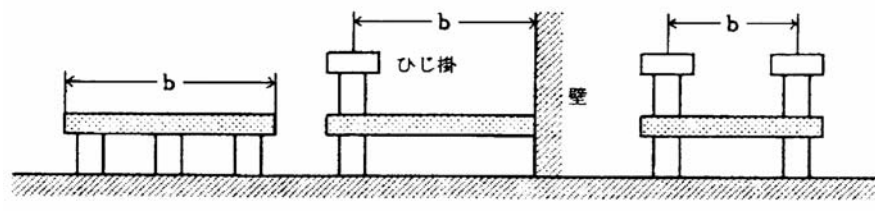


図 2.1.4

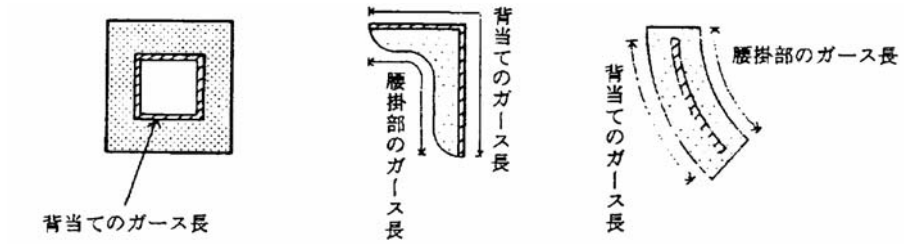


図 2.1.25

図 2.1.36

図 2.1.47

図 2.1.58

2.1.9 旅客室の出入口

-5.から-7.を次のように改める。

-5. 階段上端の踊場の脱出方向の距離(d)は、階段の幅以上 2.4m 以下であること。（図 2.1.25(1)参照）明確な踊場がない場合にあつては、幅及び距離(d)のそれぞれが階段の幅に相当する部分（図 2.1.25(2)）を客席としてはならない。ただし距離(d)は 2.4m 超える必要はない。

-6. 階段幅(B)は、ハンド・レールの内側で測ること。（図 2.1.36 参照）

-7. 階段囲壁には、ガードレールに代えてストーム・レールを適当な高さに設けて差し支えない。この場合において、その壁面からの突出は、80mm 以上とすること。（図 2.1.47 参照）

2.1.10 通風管

-2.を次のように改める。

-2. 屈曲内半径(r)が通風管の径(d)より小さいときは、屈折したものとして扱う。（図 2.1.58 参照）

3 章 航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.3 旅客室に関する特例の内容

3.3.3 を次のように改める。

3.3.3 旅客の定員

-1. 座席については、次によること。

(1) 仕切板のある座席にあつては、座席区分ごとに仕切板の内側で測った面積により収容数を算定する。

(2) 座席上のクリア・ハイトの高低（すなわち、規則 3 編 3.3.1 のただし書に該当する場合又は救命胴衣格納箱その他の艀装品による部分的な高低等）は無視して収容数を算定して差し支えない。

(3) 原則として、暴露甲板上には座席定員をとらない。

-2. 椅子席の正面幅については、次に掲げるところ 2.1.7-4.及び 2.1.7-5.による。

~~(1) 正面幅(b)については、図 3.3.3 による。~~

~~(2) 屈折又は屈曲した相当長い椅子にあつては、腰掛部及び背当部のガース長さのうちいずれか小さい方の値を正面幅とする（図 3.3.4 参照）。この場合において、椅子は、実際に人が腰掛けることができるものであること。~~

-3. 座席の定員については、椅子席と座席が図 3.3.53(1)のように共存し、かつ、椅子の前に通路がない場合、椅子の前 300mm の範囲を除外した座席面積につき定員を算定すること。この場合においては、椅子前縁から 3.7m 以内に通路があるような配置とすることが必要である。

-4. 椅子席と座席が図 3.3.53(2)のように共存し、かつ、椅子の前に通路を設けた場合には、通路が 600mm あれば椅子席、座席共に通常の定員算定方法によって差し支えない。

-5. 立席を同一室内又は同一開放場所において他の客席と共存させる場合は、できる限り立席区域が他の客席から明確に区別されるよう配置し、立っている者が他の客席の着席者の間に入り込むことのないよう考慮すること。また、図 3.3.53 においては、斜線部を仮想の通路として除外し、残りの部分を立席面積とすること。

3.3.4 を次のように改める。

3.3.4 客席

-1. 座席の上面は、畳、じゅうたんその他固定の敷物の上面とする。

-2. 規則 3 編 3.3.4-2.(2)にいう「本会が差し支えないと認める場合」とは、例えば、次のような場合をいう。

(1) 救命胴衣格納箱、通風ダクトその他部分的な障害物がある場合。

(2) 高さ 1.8m 未満に緩和された場合で旅客室のすべての部分。この場合において、クリア・ハイトは、できる限り大きくすること。

(3) 船首尾部において座席面積を広げるために一部の床を持ち上げた場合（図 3.3.64 参照）。ただし、この場合においては、次の(a)から(c)によること。また、クリア・ハイトを 1.7m 未満とした当該座席のいずれの部分からもクリア・ハイトが 1.7m 以上の部分へ到る距離は、軽減された高さの 2 倍以内とすること。

(a) 座席上のクリア・ハイトは、1.3m 以上とする。

(b) 定員は、各段独立に計算する。

(c) 長さ又は幅が 600mm 未満の部分は、座席としてはならない。

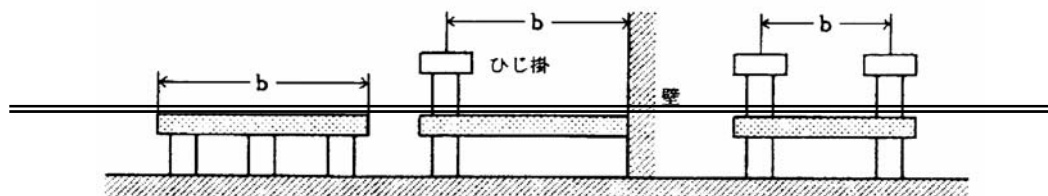
~~-3. 椅子席の寸法の測り方については、図 3.3.7 による。~~

~~-4. 長椅子には、両端にひじ掛があればよい。また、壁面と接する部分にはひじ掛を要しない。~~

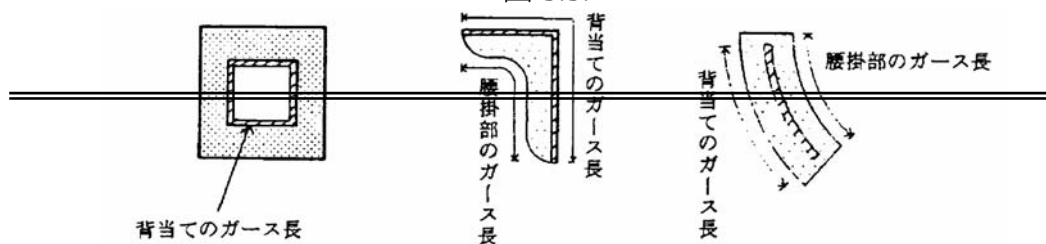
~~-5. 椅子席は傾斜により容易に移動しないものであれば、上方に引抜き可能な取り付けによるものであっても差し支えない。~~

図 3.3.3, 図 3.3.4 及び図 3.3.7 を削り, 図 3.3.5 及び図 3.3.6 をそれぞれ図 3.3.3 及び図 3.3.4 と改める。

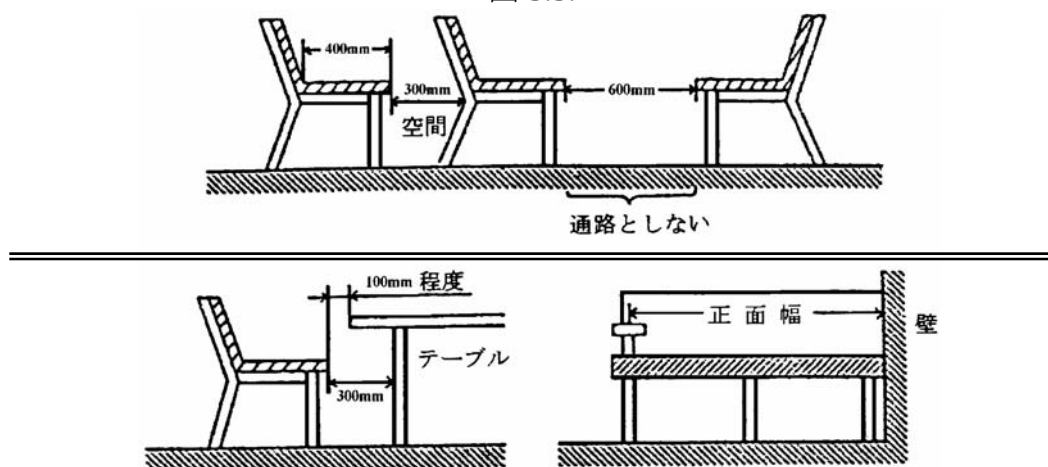
~~図 3.3.3~~



~~図 3.3.4~~



~~図 3.3.7~~



~~図 3.3.53~~

~~図 3.3.64~~

附 則

- この達は, 2010 年 4 月 15 日から施行する。